

令和5年(行ウ)第2号

原告 山田一俊ほか

被告 国

第3準備書面

2024年(令和6年)10月4日

長崎地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 龍田 紘一郎

原告訴訟代理人弁護士 三宅 敬英



第1 はじめに

- 1 最判平成17年12月7日民集59・10・2645(いわゆる小田急最高裁判決)や最判平成21年10月15日民集63・8・1711(いわゆるサテライト大阪最高裁判決)では、①法令の規定の文言、趣旨及び目的、②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質、③違法処分による被侵害利益の内容、性質、侵害態様及び程度の勘案、④根拠法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的も参酌することが定められている(甲123)。

上記判例で考慮された要素について、石垣智子法務大臣官房行政訟務課付「周辺住民等の原告適格をめぐる諸問題」判タ1358・40では「結局のところは、当該処分において考慮されるべき利益にどの程度個別具体性があり、そのような利益を受ける名宛人をどの程度特定できるか、被害(換言すれば保護される利益)の質、重大性がどの程度かという相関関係によって決されることになると思われる。判例も、処分の根拠法規の文言が多少抽象的一般的なものであっても、これらの法規の定める規制が災害等の危険性から周辺住民の生命、身体、安全等を保護することにつながるものである場合には、生命、身体、安全等といった法益の性質や重大性に鑑み、公益には容易に吸収解消し得ないものとして、個々人の個別的利益としても保護する趣旨が含まれるものと解していくという判断手法を採っていることが読み取れるが、これは、人の生命、身体、安全等は、かけがえのない、公益には容易に吸収解消され難い性質の利益であるからである。その一方で、例えば、財産の保護や生

活環境の利益は、公益に容易に吸収し得ないというものではなく、立法政策によって原告適格の有無が決まり得るものと解される。この点については、サテライト大阪最高裁判決が、周辺住民等の生命、身体、安全、健康、財産の保護につながらないような交通、風紀、教育など広い意味での生活環境の利益は、基本的には公益に属する利益というべきであり、法令に手掛かりになることが明らかな規定がないのにもかかわらず、当然に法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難と判示するところが参考になる」と指摘されている。

2 本準備書面においては、感染症法が周辺住民の生命、身体、安全等を保護することにつながる諸規定があり、感染症法の規定から当然に原告らに原告適格があることを述べる。

第2 感染症法における規定

1 法律改正の経緯等(甲131)

(1) 平成18年改正法の制定背景

ア 生物テロを含めたテロの対策については、病原体等の取扱いの規制について国際的な対応の必要があることから、諸外国で連携して行われているところであり国内においても病原体等をテロ行為に使用する生物テロの未然防止対策が重要な課題となっている。これらの状況の下、政府においては、平成十六年十二月、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し「感染症の病原体を保有している者に対し 国及び都道府県に対する届出を義務づけるとともに病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い又は罰則を科すことを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正案を平成十八年の国会に提出した。

イ 法改正前は、病原体等の管理については何ら規制が設けられておらず、また、国内の関係施設における病原体等の管理は適正に行われているとはいえない状況にあり問題が指摘されていた。病原体等については不適正な管理によって人

為的に重篤な感染症が発生するおそれが高いとともに、その感染が病原体等を取り扱う研究者等の関係者のみならず、その他の多数の者にまで拡大し、その生命及び身体に危害を及ぼし、事後的に回復が困難な事態となり得ることから、我が国において病原体等の適正な管理体制を迅速に確立する必要がある。このため、病原体等については、国内において必要な管理体制が法規制として確立していない中、生物テロとして使用される危険性が高いことから、感染症法において、病原体等について、病原性、感染力、重篤度等に応じて、一種病原体等から四種病原体等までに四分類し、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、感染症の発生及びまん延を防止するバイオセーフティ(実験室等における病原体等の安全取扱いの確保)及びバイオセキュリティ(実験室を含み、病原体等の管理、悪意又は無意識のトラブルを防ぐ方策の強化)を確立し、もって生物テロや事故等による人為的感染に対処可能な感染症対策の強化を図ることとしたものである。

(2) 平成18年改正の制定経緯

ア 米国においては、平成十三年九月に同時多発テロが発生したが、同年十月には、炭疽菌を混入した郵便物による生物テロ事件で死亡を含む健康被害が生じ、これを契機として、生物テロ対策の関係法令の整備が進められるなど、生物テロを含めたテロの対策については、国際的な対応の必要があることから、諸外国で連携して行われているところである。

イ 国内においても、某団体が炭疽菌、ボツリヌス菌等の生物剤の研究を行っていたことが明らかになるなど、病原体等をテロ行為に使用する生物テロの未然防止対策が重要な課題となっている。

(3) 平成20年改正の制定背景

ア 平成二十年当時、鳥インフルエンザ(H5NI)が、鳥から人に感染する事例が増えており、この鳥インフルエンザのウイルスが、人から人に感染する形に変異し、人類にとって新型のインフルエンザが出現するのではないかと危惧されていた。新型のインフルエンザは、人類にとって新たな型のインフルエンザであるが故に、人類のほとんどが対抗する免疫を有していない。また、この点とインフルエンザが

咳、くしゃみなどの飛沫で感染する感染力の高い疾病であることが相まって、新型インフルエンザは強い感染力を持つと想定され、一度発生すると、世界的な大流行を引き起こすと考えられている。

イ 一方、新型インフルエンザの治療については、インフルエンザの一種であることを踏まえると、冬季に流行する通常のインフルエンザの治療薬である抗インフルエンザウイルス薬の投与が有効な治療法となり、また、感染防止には、冬季に流行する通常のインフルエンザと同様に、患者の咳、くしゃみなどの飛沫との接触を避けることが有効であると考えられている。

(4) その後、新型コロナウイルス感染症による令和3年改正等があるが、生物テロを含めたテロ対策を考慮して改正されてきた。

2 上記法律改正に伴う付帯決議(甲131)

(1) 平成18年11月10日衆議院厚生労働委員会

三 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと

五 生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速かつ的確な対応がとれるようその周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進すること

六 感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること

(2) 平成18年11月30日参議院厚生労働委員会

六 病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと

八 生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速

かつ的確な対応がとれるよう、その周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進する。

九 感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること

(3) 平成26年11月6日参議院厚生労働委員会

二 エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うBSL4施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

3 法律は近隣住民の生命、身体を保護していること

(1) 感染症法書籍(甲111p255)には「エボラウイルス、痘そうウイルスなど一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が、人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある。」

「局地的な被害にとどまらず、感染の急激な拡大や全国的な流行により多数の死者を生じることから、未然の防止が特に必要である。」との記載がある。

(2) 感染症法体系は周辺住民の生命の安全と健康に対する保護も謳っていること

そもそも、感染症法は、病原体等の脅威から国民を護るために制定された。この中には、一般国民の構成民としての周辺住民が含まれるのは言うまでもないが、そのような一般的な意味の保護だけではなく、下記に示す通り、周辺住民の個別的な保護も謳っている。すなわち、

- ① 感染症法改正に際し『病原体等が万一にも流出することがないように万全を期すこと』という附帯決議が為されている。病原体の流出事故により生命と健康を脅かされる最大の被害者は周辺住民であると想定できるから、周辺住民の個別的利益を保護するものである(甲131)。

- ② 感染症法改正に際し『周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること』という附帯決議が為されている。つまり、P4施設の稼働に際しては周辺への安全配慮により周辺住民の生命と健康を個別に保護しなければならないのである(甲131)。
- ③ 感染症法改正に際し『BSL4施設を指定し稼働させることは、…地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること』という附帯決議が為されている(甲131)。つまり、P4施設の稼働に際しては地域住民の理解を得る努力を進めなければならないが(国はそれを怠ったことはさておき)、地域住民の理解を得るためには周辺への安全配慮の説明責任を果たす必要があり、周辺住民の生命と健康を個別に保護しなければならないのは上記①、②と同様である。
- ④ 感染症法は一種病原体等の特別な危険性に鑑み、『国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有することから、許可制度により一般の研究を認めるべきものではない』とする基本理念を謳っているが、この趣旨の多くの部分是一种病原体等の特別な危険性から国民の生命・健康を保護するためである。その際に、施設周辺の住民が最も危険な位置を占めることから、周辺住民の生命・健康が個別に保護されていると解される。
- (3) 国民の生命の身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、原則として、危険性が高い性質のものとして、所持、輸入、譲渡し及び譲受けを厳しく禁止されていることがうかがえる。

4 ①法令の規定の文言、趣旨及び目的について

- (1)「処分根拠法令の制度趣旨(ミクロ制度趣旨)が重要である。ミクロ制度趣旨は、立法当時の歴史的な立法者意思を基礎として諸般の事情を総合考慮して確定すべきことになる」と指摘されている。
- (2) 感染症法56条の3は一種病原体等についてその所持等を一律に禁止し、極めて限定された例外に限定して所持施設や所持者として指定するように定めている。一種の厳しさについては、二種から四種と比較すれば一目瞭然である。

一種病原体等と二種～四種病原体等の 施設基準等における主な違い

	一種	二種～四種
耐震構造	○	－
地崩れ、浸水	○	○
非常用予備電源設備	○	－
管理区域の監視室	○	－
シャワー室	○	－
安全キャビネット	クラスⅢ以上 ※	クラスⅡ以上
給気設備(HEPA)	○	－
排気設備	○(二以上のHEPA)	○(一以上のHEPA)
予備の排気設備	○	－
排水設備	高圧蒸気滅菌装置 及び薬液装置	○又は－

※ 陽圧服着用の場合は、クラスⅡB以上の安全キャビネット

3

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai_kansen/kento_iinkai/dail/siryoul4.pdfより引用

ア 上記について、立法者が記した感染症法書籍(甲111p255)では、「エボラウイルス、痘そうウイルスなど一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が、人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある。

国際的にも、生物テロに使用される危険性が強く指摘されており、公衆衛生の確保、向上には、生物テロや事故等による感染の発生・拡大を想定した対応が求められるが、他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造(培養)が安価で容易であり、局地的な被害にとどまらず、感染の急激な拡大や全国的な流行により多数の死者を生じうることから、未然の防止が特に必要である。また、一種病原体等は、現在国内において研究等の目的で保有されているものではな

く、国際的にも天然痘のように各国挙げて撲滅したものでその危険性にかんがみ非保有が勧告されているレベルのものも含まれている。我が国においても、国(国立感染症研究所)が研究等をすべきか否かが大きな政策的議論、国民の関心となっているところであり、近隣国で感染症が発生し、ワクチンの開発が緊急課題になるなどの極めて特殊な事情の下でしか、国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有することから、許可制度により一般の研究を認めるべきものではない。このような理由から、国民の生命の身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、原則として、危険性が高い性質のものとして、所持、輸入、譲渡し及び譲受けを厳しく禁止されている(第五十六条の三から第五十六条の五まで)。」と指摘している。

イ また、感染症法書籍(甲111p256)には、「特定一種病原体等所持者は、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定する者であり、国又は政令で定める法人について、厚生労働大臣が広範な専門的技術的裁量に基づき指定することとなる(第二項)。これは、近隣国で感染症が発生するなど一種病原体等の所持、輸入、譲渡し及び譲受けを行う場合を検討するに当たっては、性質、危険性にかんがみ、

い 一種病原体等を巡る国際情勢、犯罪情勢、感染症の圏内の情勢等を勘案し、国の安全、治安の維持、テロ対策の観点も参酌して、国が政策的に使用等の要否、適否を判断する必要があること

ろ 一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることは馴染まず、当該患者の発生時、生物テロ対策等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであること、

等の理由から、行為者側の申請に基づき一定の許可要件を満たした場合にはその行為を許容することとする許可制度には馴染まず、政策的に国内での試験研究等を認めると判断される場合に、政令で指定した種類の一種病原体等のみを国又は政令で定める法人に限って、禁止を解除する警察規制としての指定制度と

することが適当であるとの趣旨である。」と指摘している。

(3) 上記の解説から、下記の事実が明らかになる。

- ① 「一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が、人から人に感染する疾病で短時間に爆発的に流行するおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で対症療法が中心であり、ひとたび感染すれば、国民の生命及び身体に回復しがたい極めて重大な危害を及ぼすおそれがある」との記載により、一種病原体等による極めて重大な危害を懸念していること
- ② 「他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造(培養)が安価で容易であり、局地的な被害にとどまらず、感染の急激な拡大や全国的な流行により多数の死者を生じることから、未然の防止が特に必要である。」との記載から、多数の死者が生じることを想定し、未然の防止を特に強調していること
- ③ 「我が国においても、国(国立感染症研究所)が研究等をすべきか否かが大きな政策的議論、国民の関心となっているところであり、近隣国で感染症が発生し、ワクチンの開発が緊急課題になるなどの極めて特殊な事情の下でしか、国レベルの研究さえ容易に肯定され得ない性格を有する」との指摘からも、危険性は明らかであること
- ④ 上記を踏まえた上で、「国民の生命の身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、原則として、危険性が高い性質のものとして、所持、輸入、譲渡し及び譲受けを厳しく禁止されている」と指摘していること
- ⑤ 一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることは馴染まず、当該患者の発生時、生物テロ対策等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであるとの基準が示されていること
- ⑥ 政令で指定した種類の一種病原体等のみを国又は政令で定める法人に限って、禁止を解除する警察規制としての指定制度と明示されており、第三者の観点からの判断にもなじむこと

(4) 上記で述べたとおり、立法者としては、一種病原体等が多数の死者をもたらすという極めて重大な危険を憂慮し、所持者や施設を極めて限定していることが分か

る。

5 ②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質

- (1) 「上記1のミクロ制度趣旨(あるべき制度趣旨)について、仮に、処分が違法であった場合、重大な利益侵害が発生することが想定されたとすれば、そのような事態を立法者が考慮に入れなかったわけがないと考えて、重大な利益侵害が発生させる、生命身体(健康)の安全を根拠法令が保護していると解釈することは可能である(逆流解釈とも呼ばれる)。」(甲123)と指摘されている。
- (2) 最判平成4年9月22日民集46・6・571(いわゆるもんじゅ最高裁判決)は、「規制法は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことなどを目的として制定されたものである(一条)。規制法二三条一項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われるが、主務大臣は、右許可申請が同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず、また、右許可をする場合においては、あらかじめ、同項一号、二号及び三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号に規定する基準の適用については、核燃料物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされている(二四条)。同法二四条一項各号所定の許可基準のうち、三号(技術的能力に係る部分に限る。)は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足る技術的能力を有するか否かにつき、また、四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。)、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべ

きものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右の三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接

的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

以上説示した見地に立って本件をみるに、上告人らは本件原子炉から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり(規制法二三条一項四号、同法施行令六条の二第一項一号、動力炉・核燃料開発事業団法二条一項参照)、その電気出力は二八万キロワットであって、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることが記録上明らかであって、かかる事実に照らすと、上告人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件設置許可処分の無効確認を求める本訴請求において、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。」と指摘している。

- (3) 上記についての調査官解説では、「当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものであるとの判断基準を示した上で、本件の第130号事件のXらは本件原子炉から約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることなどの事実に照らし、Xらは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る」と指摘している。

る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであり、本件無効確認訴訟において、行訴法36条所定の「法律上の利益を有する者」に該当すると判示した。」と指摘している。

- (4) 上記もんじゅ最高裁判決では、①原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、審査基準を定めたこと、②安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解されること、③環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。と指摘している。
- (5) ①安全性に支障が生じた場合の危険については上記のとおりのほか、次項で論ずるとおりである。
- (6) ②安全のための施設に関する規定は、感染症法56条の24が委任する厚生労働省令である感染症法施行規則 31条の27第3号が再委任する建設省告示第2379号(国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準)で詳細に規定されている。ところが、甲60を見ると、この基準を満たしていない疑いが強いことは、第1準備書面14頁で主張したとおりである。

6 本件における原告適格

- (1) BSL4施設から、長崎市上野町原告山田の住所まで528m、長崎市橋口町の原告池田の住所まで直線距離で665mである(甲127)。

(2) 上記1で述べた通り、感染症法の体系はBSL4施設周辺の住民に対し一般国民以上の保護を想定している。施設からの距離に係る危険性は、以下に示す通り、施設からわずか100mの位置に居住する住民と本質的に変わるところはない。

- ① 原告らの感染は、空気感染、飛沫核感染、飛沫感染、接触感染が考えられる。
- ② 施設からの大量の排気に一種病原体等が万一含まれていた場合には、原告らは施設隣接地域の住民とほとんど同等の一次感染の危険性に晒される。というのは、仮に風速5mの風が吹いていたら、500mの地点にまで病原体等が達する時間は100秒であり、百歩譲って被告が主張するように一種病原体等が紫外線に弱いとしてもは100秒程度ではその感染能力が喪失することは考えられない。それも、夜間、あるいは冬季の乾燥時期の場合は特に、より一層危険となるから、空気感染の可能性はある。

ア 長崎大学は「空気感染」をするものは扱わないかのように主張するが、「空気感染」をするものを扱わない保証はない。片峰長崎大学長(当時)は、住民への説明会において、将来に向かって空気感染する可能性を明示していた。

イ また、本施設における稼働条件として『空気感染するものは扱ってはならない』という禁止条件が附帯していないことは明らかである。

ウ エボラウイルスのように、当初は空気感染をしないと考えていたところ、後になって空気感染の可能性を否定できないと判明するものもある。したがって、「空気感染するものは扱わない」と決めたところで、原告らの生命、身体の安全性を担保するものではない。

- ③ 原告らは、施設で働く方、施設に隣接する住民らと生活圏を同じくしている。

家を訪問し合ったり、飲食をともにすることもある。また、電車、バス等の公共交通機関、保育園、学校、スーパー等の公共的な空間で接触する可能性も高い。そして、感染した方が、飛沫核感染、飛沫感染、接触感染により、原告らにも感染伝播(二次感染)の危険性に晒される。特に、実験室内感染を被った実験者が、感染したことに気づかず風邪と誤解して一般の医療機関を受診したりすれば、病院の方々、通院の過程で一緒になった方々へ二次感染する可能性がある。このように、生活圏が同じである場合は、500mの距離といえども施設に勤務する方や隣接する住民

とほとんど変わらない危険性を持つのは明白である。

- ④ 本件施設は記述の通り感染症法が定める耐震強度の審査が行われておらず、きわめて稀に発生する地震動に万一襲われた場合には耐震強度不十分で施設から一種病原体等が漏れ出す事態を想定せざるを得ない。このような想定は感染症法の附帯決議にも、『生物テロや災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、…』とあることから不自然ではない。さらに、感染症法における、㊦感染症の病原体に汚染された場所の消毒(第27条)、㊧ねずみ族、昆虫等の駆除(第28条)、㊨物件に係る措置(第29条)などの各規定が想定する保護対象も、本件建物の周辺住民が一番に該当すると考えられる。このような場合も、③で述べた二次感染の危険性は無論のこと、逃走した実験動物等、あるいは昆虫やネズミ等が触ったものに人間も触ってしまうなどにより、原告らが直接一次感染、または間接的に二次感染する危険性は、500mの距離といえども安全距離とは言えず、施設に勤務する方や隣接する住民とほとんど変わらないのである。
- (3) 上記のとおり付帯決議ではテロリストの危険性に言及がされている。テロリスト等が本件施設を狙って攻撃した場合、地震により施設が崩壊した場合、直ちに大量の致死性病原体の漏出を招くことはあきらかである。このような場合に、上記の通り約500mの距離へは約100秒で到達しうることを考えれば、原告らには本件施設の正当性を問う十分な根拠がある。
- (4) 原告らは、BSL4施設による漏出等により、直ちに生命、健康に被害を受ける距離にあるから、いずれも原告適格は認められる。